

# 福井県報

第 296 号  
令和 6 年  
4 月 30 日(火)  
火 曜 日 発 行

## 目次

(※は県例規集登載事項)

### 告 示

- 「原子力リサイクルビジネス参入促進事業」新規事業体設立準備委託業務において二以上の者が共同企業体を結成して、共同で実施しようとする場合に必要となる格(二三三・エネルギー課)……………二
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定(二三四・地域福祉課)……………二
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止(二三五・同)……………三
- 福井県医療計画の策定(二三六・地域医療課)……………三
- 救急業務に係る医療機関の認定(二三七・福井健康福祉センター)……………四
- 土地改良区の定款変更の認可(二三八・丹南農林総合事務所)……………四
- 道路の区域の変更(二三九・道路保全課)……………四
- 道路の供用の開始(二四〇、二四一・同)……………五
- 道路の位置の指定(二四二・嶺南振興局)……………五

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(危機管理課)……………五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………六
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課)……………六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(公営企業課)……………七
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………七
- 土地改良区の役員の就任(同)……………七
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………八
- 土地改良区の役員の就任(同)……………八
- 公共測量の終了(二件・土木管理課)……………八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県立図書館)……………九

### 教育委員会規則

※福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則(二・教育政策課)……………〇

### 選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄付を受け、または支出することができなくなった団体の名称(二五)……………〇

○政治団体の設立の届出(二六)……………一

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(二七)……………一

○政治団体の解散の届出(二八)……………二

○資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(二九)……………三

○福井県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の訂正(三一)……………三

○公安委員会告示……………四

○警備員指導教育責任者講習の実施(三七・生活安全企画課)……………四

# 告示

## 福井県告示第233号

「原子力リサイクルビジネス参入促進事業」新規事業体設立準備委託業務において2以上の者が共同企業体を結成して、共同で実施しようとする場合に必要な資格を定めたので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 一般競争入札に付する業務の名称および数量  
「原子力リサイクルビジネス参入促進事業」新規事業体設立準備委託業務 一式
- 入札に参加できる共同企業体に必要な資格に関する事項
  - この委託業務を共同して実施することを目的として、2以上の構成員により結成された共同企業体であること。
  - この入札に関する業務を行う体制等を有すると認められること。
  - 共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。
    - 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
    - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
    - 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
    - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立ておよび破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていないこと。
    - 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
      - 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
      - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
      - 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
      - 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供

与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
申請手続および審査結果通知
- 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

### （1）提出書類

- 入札参加資格確認申請書（様式1）
- 会社概要
- 業務の実施体制
- 共同企業体参加資格者誓約書（様式2）
- 共同企業体協定書（様式自由）

### （2）提出期限

令和6年5月7日（火）17時

### （3）提出方法

メールまたは郵送による提出

### （4）提出先

ア メール

福井県エネルギー環境部エネルギー課嶺南Eコースト計画室  
(energy@pref.fukui.jp)

イ 郵送

〒914-0811

福井県敦賀市中央町1-7-42敦賀合同庁舎別館2階

福井県エネルギー環境部エネルギー課嶺南Eコースト計画室

### （5）審査の結果通知

審査の結果は、入札参加資格確認申請書等を提出した者に対し、書面により通知する。

## 福井県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R6.4.1	まえたが歯科	鯖江市東米岡2-1-3
R6.4.1	あかつき歯科クリニック	坂井市丸岡町今福11-13
R6.3.1	島崎歯科医院	坂井市春江町西長田40-45-3

福井県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R6331	廃止	田辺整形外科医院	三方郡美浜町郷市13-5-1
R6229	廃止	高崎歯科医院	坂井市春江町西長田40-45-3

福井県告示第236号

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第1項の規定に基づき、第8次福井県医療計画（以下「計画」という。）を定めたので、同法第30条の4第18項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

なお、当該計画は、この公示の日から1か月間、福井県健康福祉部健康医療局地域医療課および各県健康福祉センターに備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 計画の性格

本県における良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築、新興感染症の発生・まん延時における対応、医師をはじめ医療人材の確保など、医療に関係する施策の基本指針とする。

2 計画の基本理念

計画の基本理念は、次のとおりとする。

- 県民の主体的な医療への関わり
- 新興感染症の発生・まん延時も想定した医療機関等の役割分担と連携の推進
- 多職種のスタッフの連携推進

3 計画の期間

計画の期間は、2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までの6か年とする。

4 計画の内容

- 法第30条の4第2項第1号から第13号までに規定する事項については次のとおりとする。

① 地域医療構想

- 策定の趣旨
- 構想区域の設定
- 2025年の医療需要と必要とされる病床数の推計
- 構想区域別の地域医療構想

ナ 構想の推進体制・進捗管理

② 医療の役割分担と連携

- 医療の役割分担と連携の必要性
- 公的病院等が担う役割
- 外来医療提供体制の確保

③ 5疾病・6事業・在宅医療の医療提供体制の構築

- がん
  - 脳卒中
  - 心筋梗塞等の心血管疾患
  - 糖尿病
  - 精神疾患
  - 小児医療
  - 周産期医療
  - 救急医療
  - 災害時医療
  - へき地医療
  - 新興感染症発生・まん延時における医療
  - 在宅医療
- ④ 各種疾病体制の強化
- 歯科医療
  - 慢性腎臓病（CKD）と透析医療
  - 臓器移植・骨髄移植
  - 難病対策
  - アレルギー疾患対策
  - 今後高齢化に伴い増加する疾患等（ロコモ、フレイル等）対策
  - 血液確保対策
  - 医薬品等の適正使用

⑤ 医療の安全確保と患者の意思決定

- 医療安全相談・対策
- 患者の意思決定
- 医療人材の確保と資質の向上

ア 医師

- 歯科医師・歯科衛生士・歯科技士
- 薬剤師
- 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- 診療放射線技師・診療エックス線技師

- キ 管理栄養士・栄養士
- ク 柔道整復師
- ケ その他の医療従事者（臨床検査技師・視能訓練士・臨床工学技士・あん摩マツサージ師・はり師・きゅう師・社会福祉士・精神保健福祉士等）
- コ 介護サービスマスター
- ⑦ 計画の推進体制と評価
- ア 計画の推進主体と役割
- イ 計画の進行管理
- ウ 計画の評価

(2) 法第30条の4第2項第14号に規定する二次医療圏の区域は、次の表に掲げるとおりとする。

二次医療圏	構成市町
福井・坂井	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
奥越	大野市、勝山市
丹南	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
嶺南	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

(3) 法第30条の4第2項第15号に規定する三次医療圏の区域は、県全域とする。

(4) 法第30条の4第2項第16号に規定する医師多数区域は、福井・坂井医療圏、医師少数区域は、奥越医療圏、丹南医療圏とする。

(5) 法第30条の4第2項第17号に規定する基準病床数は、次の表に掲げるとおりとする。

病床種別	医療圏域	基準病床数
一般病床および療養病床	福井・坂井	4,873床
	奥越	415床
	丹南	1,492床
	嶺南	1,296床
	計	8,076床
精神病床	全県域	1,707床
感染症病床	全県域	20床
結核病床	全県域	17床

#### 福井県告示第237号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定した

ので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井総合病院
- 3 所在地 福井県福井市江上町第58号16番地1
- 4 認定の有効期間
  - 自 令和6年5月1日
  - 至 令和9年4月30日

#### 福井県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名	認可年月日
武生吉野瀬土地改良区	令和6年4月19日

#### 福井県告示第239号

一般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年4月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般国道	417号	新	越前市南坂下町53字東横島16番2から越前市南坂下町45字長尾下35番9まで	100～100	1950
			越前市南坂下町53字東横島16番2から越前市南坂下町45字長尾下35番9まで	17.0～200	1720

越前市南坂下町53字 東横島16番2から 越前市南坂下町45字 長尾下35番9まで	170 ～ 200	1720
--	-----------------	------

#### 福井県告示第240号

一般国道417号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年4月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類 路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 417号	越前市南坂下町53字 東横島16番2から 越前市南坂下町45字 長尾下35番9まで	令和6年 4月30日

#### 福井県告示第241号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年4月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類 路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道 清水美山線	福井市大土呂町23字二 枚田11番から 福井市半田町32字江広 106番まで	令和6年 4月30日

#### 福井県告示第242号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月30日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

東京都江東区木場五丁目10番10号

株式会社一条工務店

代表取締役 岩田 直樹

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
小浜市南川町1 38番4	6.00	55.60

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

福井県防災情報ネットワーク施設保守点検業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県防災安全部危機管理課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和6年3月25日

4 落札者の名称および住所

東芝インフラシステムズ株式会社北陸支社福井支店

福井県福井市中央3丁目3番21号

5 落札金額

136,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年2月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県災害情報インターネットシステム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県防災安全部危機管理課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月28日
- 4 落札者の名称および住所  
日本無線・ワルツ電波福井県災害情報インターネットシステム再構築業務共同企業体  
福井県福井市豊島2丁目7番4号
- 5 落札金額  
35,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
福井県災害情報インターネットシステムは搭載されているソフトウェアは同社が開発したプログラムであり、関連機器と複数に連携している。また、災害時の防災情報を提供するシステムであり、稼働中のシステムの停止や誤作動を起こしてはならない。以上の理由から、本システムを安定運用できるのは開発業者のみであるため。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
AOSSA

福井県福井市手寄1丁目4番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

内田 雅基 福井市日之出1丁目24街区7番1

宇野 佑三 福井市宝永2丁目9番10号

久我 晶 福井市春山1丁目5番4号

久我 亘 福井市春山1丁目5番4号

富永 隆盛 福井市開発4丁目107番地1

牧野 正武 福井市板垣3丁目1420番地

横山 剛史 福井市小和清水町第67号1番地

健康スケーション株式会社

代表取締役 上野 裕司

鹿兒島県霧島市国分姫城3080番地1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(変更前)

開店時間 午前10時00分

(一部 午前7時30分)

閉店時間 午後8時00分

(一部 午後9時45分)

(変更後)

開店時間 午前6時00分

閉店時間 翌午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前7時15分～翌午前0時15分

(変更後)

午前5時45分～翌午前0時15分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

午前8時00分～午後8時00分

(変更後)

午前6時00分～午後10時00分

4 変更の年月日

令和6年4月1日

5 変更する理由

テナント誘致検討による営業計画変更のため。

令和6年2月6日

武生吉野瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	竹内 泰一	越前市家久町71-31
〃	前田 勘治	越前市家久町52-14
〃	松尾 浩二	越前市家久町51-16
〃	水野 金治	越前市家久町71-4
〃	黒田 巧	鯖江市下司町8-4
〃	石田 勝治	越前市芝原5丁目8-12
〃	河野小市郎	越前市本保町10-19
〃	伊藤 辰夫	越前市本保町18-7-1
〃	片岡 正一	鯖江市上氏家町21-2
〃	水野 辰美	鯖江市上氏家町12-10
〃	西野 則明	鯖江市下氏家町14-26
〃	松村 安雄	鯖江市下氏家町5-16
監事	高田 悟	越前市芝原5丁目19-5
〃	河野 一弘	越前市本保町18-13
〃	安達 明裕	越前市家久町2-23

武生吉野瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	竹内 泰一	越前市家久町71-31
〃	笹川 勝弘	越前市家久町71-2
〃	前田 勘治	越前市家久町52-14
〃	竹内 一郎	越前市家久町74-47
〃	黒田 巧	鯖江市下司町8-4
〃	石田 好信	越前市芝原5丁目16-36
〃	河野小市郎	越前市本保町10-19

6 届出のあった日  
令和6年3月29日

7 届出の縦覧場所

- 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- 福井県福井市手寄1丁目4番1号  
福井市商工労働部商工振興課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- 縦覧期間  
公告の日から4月間
- 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

- 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量  
A重油（JIS規格重油1種1号）  
320キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

- 福井県産業労働部公営企業課  
福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和6年3月22日

4 落札者の氏名および住所

- 竹中産業株式会社福井営業所  
福井市花堂南1丁目11-25

5 落札金額（税抜）

1リットル当たり97.0円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

伊藤 辰夫 越前市本保町18-7-1  
 〃 片岡 正一 鯖江市上氏家町21-2  
 〃 水野 辰美 鯖江市上氏家町12-10  
 〃 西野 則明 鯖江市下氏家町14-26  
 〃 松村 安雄 鯖江市下氏家町5-16  
 監 事 河野 幸一 越前市本保町25-9  
 〃 浅尾 信男 鯖江市上氏家町2-9  
 〃 安達 明裕 越前市家久町2-23

小浜宮川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	竹中 忠	小浜市加茂95-6
〃	松尾 志信	竹長26-16-2
〃	清水 正彦	本保44-9
〃	塚本 佳幸	大谷59-10-3
〃	前野 浩良	加茂15-1
〃	前野 恭慶	加茂92-24
〃	前野 伸吉	加茂81-24
〃	小畑 善敬	新保19-9
〃	中尾 光宏	大谷29-4
〃	清水 崇司	本保17-4-1
監 事	窪 信喜	竹長16-8
〃	北川 敏	新保9-58
〃	木村 洋一	加茂2-51-6

小浜宮川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	松尾 志信	小浜市竹長26-16-2
〃	前野 浩良	加茂15-1

〃	清水 正彦	〃	本保44-9
〃	前野 伸吉	〃	加茂81-24
〃	前野 恭慶	〃	加茂92-24
〃	小畑 善敬	〃	新保19-9
〃	北川 敏	〃	新保9-58
〃	中尾 光宏	〃	大谷29-4
〃	木下 裕幸	〃	大谷51-1
〃	清水 崇司	〃	本保17-4-1
〃	前野美由紀	〃	加茂77-4
〃	清水 文子	〃	本保17-13
監 事	木村 洋一	〃	加茂2-51-6
〃	清水 孝宏	〃	新保20-25
〃	宮川 克彦	〃	竹長26-5

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年4月10日に小浜市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
小浜市
- 2 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 3 作業の期間  
令和5年8月1日から令和6年3月19日まで
- 4 作業の地域  
小浜市加斗

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年4月11日に若狭町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
若狭町

- 2 作業の種類  
公共測量（道路3次元化データ計測）
- 3 作業の期間  
令和5年10月18日から令和6年2月29日まで
- 4 作業の地域  
若狭町内一円

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県立図書館・福井県文書館・福井県ふるさと文学館総合管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立図書館  
福井県福井市下馬町51-11
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月27日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社アイビックス  
福井県福井市下馬2丁目101
- 5 落札金額  
65,340,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年2月9日

教育委員会規則

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和六年四月三十日

福井県教育委員会  
福井県教育委員会規則第二号

福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則  
福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成二十一年福井県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(委任)			
第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、それぞれ同表下欄に掲げる事務を委任する。			
受任者	委任事項	受任者	委任事項
交流文化部長	一 芸術および文化の振興に関すること（福井県文化振興プランの決定に関する事務を除く。）。	交流文化部長	一 芸術および文化の振興に関すること。
恐竜博物館長	二〇十一（略）	恐竜博物館長	二〇十一（略）
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第25号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年4月2日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができる団体となつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

まつむら治門後援会	島田 典幸	松村 了造	勝山市北郷町坂東島37-29
吉川貞明後援会	吉川 貞明	吉川 貞明	坂井市坂井町木部新保71-5-1

福井県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項および同法第6条の3の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
令和6年3月5日	山田政和後援会	山田 政和	山田 政和	大飯郡高浜町中津海13-10	
令和6年3月25日	阪本新也後援会	濱田 守好	梅谷 久美	大飯郡高浜町東三松42-1-1	
令和6年3月25日	次世代政治研究会	上山 郁夫	田中 正信	敦賀市平和町30-1	東京都選挙管理委員会届出から変更

福井県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年4月23日	大野市医師連盟	高井 博正	主たる事務所の所在地	大野市稲郷52-6	大野市要町1-13
				大野市稲郷52-6	

			代表者	高井 博正	松田 祐一
令和5年 7月1日	日本業業政治連盟 福井県支部	松井 啓三	代表者	松井 啓三	重富 太郎
令和5年 8月1日	松田泰典川西地区 後援会	上田 博之	代表者	上田 博之	毛利 清治
令和5年 12月31日	関孝治後援会	福田 往世	代表者	福田 往世	前田 高士
令和6年 1月1日	田中ひろみち後援 会	一瀬 正輝	会計責任者	笹島 康正	伊東 克己
令和6年 2月1日	アイン福井政治 に参加する会	山根 貴一	会計責任者	青木 勇武	河合 輝郎
令和6年 2月24日	細川かをり如月会	野村 幸子	代表者	野村 幸子	児玉 嘉道
令和6年 3月1日	自由民主党今庄支 部	喜村 喜代治	会計責任者	高谷 直樹	赤澤 健一
令和6年 3月1日	ふくい刷新プロジ ェクト	鈴木 綾菜	主たる事務所 の所在地	福井市印田町1- 65	福井市三留町14- 4-1
令和6年 3月15日	たきなみ宏文大野 後援会	稲山 幹夫	会計責任者	天木 英治	松田 一郎
令和6年 3月16日	縄手博和後援会	縄手 博和	会計責任者	縄手 美枝	縄手 光市郎
令和6年 3月16日	のせゆたか後援会	野瀬 啓一郎	主たる事務所 の所在地	大飯郡高浜町宮崎 76-1-3	大飯郡高浜町三明1 -38
令和6年 3月24日	帰山としのり後援 会	帰山 洋子	代表者	帰山 洋子	松山 保雄
			会計責任者	帰山 洋子	今井 芳雄
令和6年 3月24日	国民民主党福井県 総支部連合会	川合 孝典	代表者	川合 孝典	川畑 孝治
令和6年 3月28日	自由民主党福井県 小浜市三方郡三方 上中郡第三支部	西本 正俊	会計責任者	西本 百代	藤本 重博

## 福井県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和5年4月1日	松井あきと後援会	根井 廣
令和5年12月28日	若狭青藍会	西本 正俊
令和5年12月31日	自由民主党福井県今立郡第一支部	関 孝治
令和5年12月31日	関孝治後援会	福田 往世
令和5年12月31日	田中敏幸後援会	川上 広志
令和5年12月31日	福井未来創造会議	田中 敏幸
令和5年12月31日	無垢の会	福田 稔
令和6年2月29日	玉村なりあき後援会	玉村 光尊
令和6年3月18日	市民の政治参画を促す会	吉田 彰次郎

福井県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年3月31日	江守 勲	江守勲後援会	公職の種類	福井県議会議員	永平寺町議会議員
令和5年3月31日	福野 大輔	福野だいすけ後援会	公職の種類	福井県議会議員	福井市議会議員

福井県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
西本 正俊	若狭青藍会	令和5年12月28日
田中 敏幸	福井未来創造会議	令和5年12月31日

### 福井県選挙管理委員会告示第31号

令和5年4月9日執行の福井県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和5年福井県選挙管理委員会告示第113号）の一部を次のように訂正する。

令和6年4月30日

#### 福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

大森哲男の選挙運動に関する収支報告書要旨（第1回報告分）の「3 報告書の要旨」のうち

「(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)
自由民主党福井県	政 党	4,000,000円
福井市第二支部		を
自由民主党福井県	政 党	500,000
支部連合会		」
「(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)
自由民主党福井県	政 党	4,500,000円
福井市第二支部		」に改める。

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第37号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づき法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年4月30日

#### 福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	新規取得講習	令和6年6月3日（月）から令和6年6月11日（火）まで	30名
	追加取得講習	令和6年6月6日（木）から令和6年6月11日（火）まで	

日曜日および土曜日を除く。

## 2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

## 3 受講対象者

### (1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

### (2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、1号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

エ 1号警備業務に係る旧1級検定に合格した者  
 オ 1号警備業務に係る旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和6年5月7日(火)から同年5月15日(水)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。) 1通

イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

ア 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通

イ 履歴書 1通

(イ) 上記3(1)イに該当する者

1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 上記3(1)ウに該当する者

ア 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

イ 警備業務従事証明書 1通

(エ) 上記3(1)エに該当する者

1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 上記3(1)オに該当する者

ア 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

イ 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 上記3(2)アに該当する者

ア 警備業務従事証明書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 資格者証等の写し 1通

(イ) 上記3(2)イに該当する者

ア 1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

イ 資格者証等の写し 1通

(ウ) 上記3(2)ウに該当する者

ア 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

イ 警備業務従事証明書 1通

ウ 資格者証等の写し 1枚

(エ) 上記3(2)エに該当する者

ア 1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

イ 資格者証等の写し 1枚

(オ) 上記3(2)オに該当する者

ア 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

イ 警備業務従事証明書 1通

ウ 資格者証等の写し 1枚

(4) 手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

令和六年四月三十日発

行

発行人

〒910-1858

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県